

**平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会
第2回中央区役所部会議事録**

1 日時：平成27年6月29日（月）午後2時00分～午後4時30分

2 場所：千葉市中央区役所 5階 選挙管理委員会室

3 出席者：

(1) 委員

横山 清亮委員（部会長）、潮来 克士委員（副部会長）、淡路 睦委員、
伊藤 雪代委員、武井 雅光委員

(2) 事務局職員

大曾根区長、檜木地域づくり支援室長、田島主査、荒井主任主事

4 議題：

- (1) 指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について
 - ア 千葉市中央区蘇我コミュニティセンターについて
- (2) 今後の予定について
- (3) その他

5 議事概要：

- (1) 指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について
 - ア 千葉市中央区蘇我コミュニティセンターについて
次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、
審議した。
- (2) 今後の予定について
今後のスケジュールについて、事務局職員から説明した。
- (3) その他
委員からの質問等を受け付けた。

6 会議経過：

○事務局職員 それでは、おおむね定刻ということですので、始めさせていただきます。皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

これより、27年度の市民局指定管理者選定評価委員会の第2回中央区役所部会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、この会議に関しましては、「千葉市市民局の指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」の非公開事項に該当いたしますので、今回の会議は全て非公開という形にさせていただきます。

また、第1回目で、皆様の自己紹介とご挨拶等全て済んでいますので、そのまま議事

に入らせていただきたいと思います。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、机上におきましては、諮問書の写し・次第・事前にいただいております質問に対する回答・資料に差しかえがありましたので、資料の差しかえ状況のご案内・前回の意見の取りまとめの案をお配りさせていただいております。

前回の意見の取りまとめの案につきましては、横山部会長と調整の上、提出を予定しております。

続きまして、本編の資料、こちらはファイルにとじさせていただいたものになります。資料1は選定評価委員会の今回の進行表、資料2は前回同様の名簿、資料3は中央区役所部会で審議する公の施設一覧、資料4は1から5までありまして、4-1は、指定管理者の募集要項の案、4-2が同じく指定管理者の管理運営の基準の案、4-3が指定の申請書類の案、4-4が基本協定書の案、4-5が予定候補者の選定基準の案でございます。資料5は今後の予定でございます。

参考資料につきましては、4点ほどございます。参考資料1が設置管理条例、参考資料2が指定管理の選定に関する条例、参考資料3が先ほど申し上げた会議の公開及び議事録の作成について、参考資料4が部会の設置についてでございます。

過不足のほうはよろしいでしょうか。

続きまして、会議の成立につきましては、今回も全委員さんご出席していただいておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

これから、議事に入らせていただきたいと思いますので、議事の進行につきましては、横山部会長をお願いいたします。

○部会長　　よろしく申し上げます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

これからの議事につきまして、ご協力のほどよろしく申し上げます。

まず初め、議題1、指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項についてに入らせていただきます。

募集関係書類等の概要及び審議の流れについて、事務局よりご説明をお願いします。

○檜木地域づくり支援室長　　私のほうから説明をさせていただきます。長くなりますので、座って説明させていただきます。

初めに、募集関係書類の概要についてご説明いたします。募集関係書類は、資料の4-1から4-5にまとめておりますけれども、本日は主なものといたしまして、4-1の指定管理者募集要項、あと4-2の管理運営の基準、4-5の指定管理予定候補者選定基準のこの3点に絞りまして、説明をさせていただきます。

まず、指定管理者募集要項についてということでございますけれども、資料の4-1をごらんください。

この要項は、施設の設置管理条例及び管理規則の規定を踏まえまして、対象施設の概要、業務の範囲、リスク分担、選定のスケジュールなど、募集の概要について示したものとなっております。

全庁的に使用している標準的なひな形は、指定管理者を全庁的に所管している総務局で作成しており、そのひな形をもとにいたしまして、コミュニティセンターの所管局で

あります市民局がコミュニティセンター用に作成したものに加えて、区が施設の特性等を加味したものであるということになっております。

主な点について、簡単にご説明申し上げます。

資料4-1の2ページをごらんください。指定管理者募集の趣旨でございますが、指定管理者制度導入の概要等について、記しているものでございます。

続きまして3ページをごらんください。公募の概要でございますが、こちらは管理対象施設、指定期間、業務内容、選定の手順、今後のスケジュールを定めたものでございます。

次に、4ページでございます。管理対象施設の概要でございます。こちらは、管理対象施設の設置目的や特徴などを記載しているものでございます。こちら、新たに加えられたものですが、施設の設置目的、目指すべき方向性を示す「ビジョン」でございますとか、施設の社会的使命や役割を示す「ミッション」、事業を行うに当たりまして、基づくべき考え方である「特徴」について記しているというものでございます。

次に、5ページになります。こちらは、施設の概要を記しているものでございます。これは、今の勤労市民プラザのほうに蘇我コミュニティセンターが移転しますので、そちらの内容を記しており、内容については、ごらんとおりでございます。

次の6ページ目でございますけれども、こちらは指定管理者制度導入に関する市の考え方ということで、制度導入による市の狙い、その狙いを達成するために、指定管理者に期待する役割、あわせて施設の管理運営における成果指標、及び数値目標について設定しているというところでございます。こちら、また新しく今回から追加されているものでございます。

また、同じく6ページの真ん中ほどですが、指定管理者が行う業務の範囲というものを定めておりまして、指定管理者が行うべき必須業務でございます。また7ページには、行うことができる自主事業、再委託について定めているというものでございます。具体的な業務の詳細については、資料の4-2になりますけれども、管理運営の基準のほうで示しております。

次に、その中段でございます市の施策等との関係でございますけれども、これは公の施設の管理者である指定管理者に求める公的責任として、市の施策等について市と同様に行うべきということに記載しております。

次に、9ページをお開きください。こちらは、指定管理者の公募手続について記載しておりまして、指定管理予定候補者の募集から、指定までの具体的な手続、先ほどの公募手続ということで一覧表にしたものがございましたけれども、その内容を詳細に、手続も踏まえて記載しているものでございます。

次に、12ページをお開きください。応募に関する事項では、選定結果を左右する重要事項である、応募資格及び失格事由、提出書類、留意事項などを定めているものでございます。

次に、16ページをお開きください。こちら中段になりますが、経理に関する事項を記しており、指定管理者の収入と支出に関すること、指定管理料の支払いに関することのほか、利益の還元について記載しております。

なお、市から指定管理料を支払う施設である場合には、指定管理料の基準額をここに

記載し、応募者はこの基準額の範囲内で指定管理料を市に提示するという事となります。先ほどご説明しました、8の応募に関する事項で定められている失格事由にありますとおり、この基準額というものを上限といたしまして、それを超える提案をした場合には、形式的要件審査の時点で失格となりまして、提案内容審査には進むことはできないということになります。

次の、17ページをお開きください。利益の還元について記しております。指定管理者が管理業務や自主事業の実施による利益を得た場合、指定管理者の経営努力によるものである一方、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものでもあると考えられることから、計画を大きく超える利益があった場合には、その一部を市民に還元するということが書かれております。計算方法等の詳細は、18ページに記載しております。

最後に、10の審査選定でございます。ここでは、選定方法や審査基準の概要について記載しており、審査基準の概要は各審査項目及び小項目ごとの配点について示すということになっております。

なお、20ページ以降の11の関係法規、12の参考資料、13その他に関しては、説明を割愛させていただきます。

資料4-1、指定管理者募集要項につきましては、以上でございます。

続きまして、関連いたしますので、管理運営の基準につきまして、説明をさせていただきます。資料の4-2をごらんください。

こちらは、各施設の設置管理条例において定める「管理の基準及び業務の範囲」、すなわち指定管理者が行うべき業務の詳細について記載し、市が指定管理者に要求する指定管理業務の水準、基準を示すものでございます。

コミュニティセンターの所管であります市民局が作成したひな形をもとにいたしまして、先ほども申し上げましたとおり、区が施設の特性等を加味したものであるということで、作成しております。

内容といたしましては、対象施設の概要・指定管理者が行うべき業務・施設運営の業務の基準・施設維持管理業務・経営管理業務などの基準を定めているものでございます。また、自主事業に関すること及びその他留意事項なども記載しております。

管理運営の基準については、以上でございます。

続きまして、選定基準についてご説明させていただきます。

資料の4-5、指定管理予定候補者選定基準でございます。

こちらは、先ほどごらんいただきました、資料4-1の募集要項に記載している審査基準をより詳細に定めているものでございます。具体的には、審査の具体的な流れ、審査の方法、審査項目、採点の基準と方法、各審査項目の配点などを記載しているということになります。

委員の皆様におかれましては、10月5日に開催を予定している部会において、これらの選定基準に示す採点基準を踏まえ、応募者から提出された提案書の採点を行っていただくこととなります。

ここでは、簡単に審査方式についてご説明いたします。

資料4-5の1ページ、1の審査方式をごらんください。(1)の形式的要件審査で

ございますが、こちらは提案書を含む応募者からの提出書類を3ページに記載されており、応募資格の各要件を満たしているか、失格要件に該当するものではないかというものを確認いたしまして、事務局職員より判定結果を委員の皆様へ報告するということとなります。

次の(2)の提案内容審査でございますけれども、提案書を含む提出書類の記述内容について、採点基準に基づきまして、委員の皆様へ採点を行っていただくほか、管理経費など客観的な評価が可能である項目については、事務局職員で機械的に採点した上で委員の皆様へ報告いたします。

また、採点された点数は、審査項目ごとに平均点を算出した後、合計して総得点を算出し、総得点が最も高い提案を最優秀提案ということで選定いたします。

審査基準の概要については、以上でございます。

次に、基本協定、指定管理者指定申請書類でございます。これまで説明してきました資料のほかに、資料の4-3、指定管理者指定申請書類の様式と資料の4-4、基本協定書を添付しております。

基本協定書につきましては、指定管理者が行う施設の管理運営業務の詳細な事項や管理運営に付随して定めておくべき事項などについて、市と指定管理者との間で締結するものでございます。

具体的な内容については、指定管理者として決定した後の協議を踏まえ、作成することになっております。

最後でございますけれども、本日の審議の流れでございます。これらの募集関係書類につきましても、本日のご審議を経て、次期指定管理者の公募に係る募集関係書類として確定させていただき、それをもって公募を開始するという流れになります。

なお、公募に当たっては、先ほどご説明した資料のうち、資料の4-1から4-4の指定管理者募集要項、管理運営の基準、指定管理者指定申請書類と、基本協定書を公表することになります。資料4-5の指定管理予定候補者選定基準については、選定前に公表しますと、適正な選定業務に支障を及ぼすことが懸念されますので、選定が終了するまでは公表はいたしません。

事務局職員からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○部会長 ありがとうございます。

審議の流れについての説明を今いただいたということでよろしいでしょうか。

また詳細については改めて説明していただくということで、概要についてのご説明がありましたけれども、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○部会長 では、募集要件等に係る審議に移りたいと思います。

まず、千葉市中央区蘇我コミュニティセンターについてのご説明をお願いします。

事務局職員からご説明をお願いします。

○檜木地域づくり支援室長 では、私のほうからご説明をさせていただきます。

千葉市中央区蘇我コミュニティセンターの指定管理者に係る募集関係書類のご説明をさせていただきます。

各書類の概要については、ご説明させていただいておりますので、今回は重要な点や

大きな変更点を中心に説明をさせていただきます。

なお、先ほどの概要の説明と同様、資料4-1の募集要項と資料4-2の管理運営の基準、資料4-5の予定候補者の選定基準についてご説明させていただきます。

はじめに、資料4-1の3ページの3の公募施設の概要でございます。

今回募集する管理対象施設は、蘇我コミュニティセンターでございます。ただし、蘇我コミュニティセンターは、先ほども申しあげましたけれども、来年の4月より現在お隣にあります蘇我勤労市民プラザの建物に移転する予定になっております。

次に、指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となっております。

次に、選定の手順でございますが、選定評価委員会における審査を経て、応募者の中から、第1順位から第3順位までの団体を選定し、第1順位のものから協議を進めてまいるといことになります。全体のスケジュールについては、この3ページの一覧の表にお示ししたとおりでございます。

次に、4ページをごらんください。4の管理対象施設の概要でございます。

まず、設置目的等につきましては、(1)に記載のとおりでございますけれども、施設のビジョンとしては「コミュニティ活動を促進し、市民の連帯感を醸成することで、市民主体の住みよいまちづくりを推進すること」としております。また、このビジョンを実現するため、ミッションといたしましては「コミュニティ活動の場を低廉な料金で安定的に供給すること」「地域の特性を踏まえ、コミュニティ活動の契機となる事業を企画・実施すること」「コミュニティ活動を行う上で必要とされる情報発信の場となること」の以上の3点を設定しているところでございます。

なお、このビジョン、ミッションにつきましては、先ほども申しあげましたけれども、市と指定管理者が施設管理の目的・目標を共有することが必要であるとの考え方から、今回の募集より加えられた項目になっております。

次に、6ページをごらんください。指定管理者制度の導入に関する市の考えでございます。本施設は制度導入によって、市民サービスの向上を図り、さらに多くの市民に利用していただくという効果を見込んでおります。したがって、市といたしましては、本制度導入の効果を達成するため、指定管理者に対して民間事業者としてのノウハウを活用した魅力的な事業の企画や、広報活動等により、施設の利用が促進されるということをご期待しているところでございます。

その結果、具体的な成果指標として、指定期間最終年度の諸室の稼働率でございますけれども、こちらを63%以上、あとスポーツ施設の利用者数を4万9,000人以上といたしております。

なお、この指定管理者制度に関する市の考え方については、制度導入によってどのような効果を見込んでいるのか、その効果を達成するために指定管理者にどのような役割を期待するのかというのを数値目標の設定も含めて、市としての考え方を明確にする必要があるということから、前回募集時の後で加えられたという項目で、前回の5年前の項目にはなかった項目ということでございます。

同じく6ページにあります5の指定管理者が行う業務の範囲についてでございますが、詳細については、4-2の管理運営の基準に記載しておりますので、後ほどまたご説明

をさせていただきます。

次に、16ページをごらんください。中段にあります9の経理に関する事項でございます。当施設の管理に係る指定期間全体の指定管理料の基準額でございますが、3億9,767万2,000円ということになっております。

この基準額は、これまでの勤労市民プラザの管理費用の実績と、現指定期間中の蘇我のコミュニティセンターの稼働状況、施設統合後の利用見込みなどを勘案し、設定しているものでございます。

なお、この基準額については、管理経費を適切に評価するために、前回募集時の後で設定された項目でございます。基準額というのは、指定管理料の上限額となっております。この基準を超える提案になりますと、失格となることから、事前にこの募集要項で公表を行うこととしております。

次に、17ページです。利益の還元についてです。利益の還元につきましては、一事業年度において生じた余剰金が、当該年度の総収入額の10%を超える場合は、剰余金と当該年度の総収入額の10%の差額の2分の1の額を市に納付するということとしております。

この利益還元については、前回の募集時においては、申請者からの提案ということで利益還元を求めまして、審査項目としておりましたけれども、委員さんのほうから評価が困難であるというなどの意見もありましたので、市において利益還元の方法についてこのように仕様化したものでございます。

資料の4-1の指定管理者募集要項に関するご説明は以上でございます。

続きまして、管理運営の基準についてご説明させていただきます。資料の4-2です。

まずこの1ページを開いて、この目次のほうをごらんください。

この管理運営の基準の構成でございますけれども、主な業務としまして、「2 施設運営業務」、「3 施設維持管理業務」、「4 経営管理業務」の3つを挙げているものでございます。

管理運営の基準については、前回の選定時と異なる点及び蘇我コミュニティセンターの特色を加味して、コミュニティセンター共通の基準に変更を加えた点というのを中心に、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、施設運営業務についてですが、主に施設の貸出業務に係る内容が中心となっております。

前回の募集時との違いは2点ございまして、(1)の施設貸出業務の中段にウということで職員の配置等という項目の記載があり、1点目は職員の勤務形態は施設の運営に支障が生じないようにすること。2点目は、「業務責任者」又は「業務責任者の職務代理人」のいずれかを必ず施設に常駐させることという文言が追加されているところでございます。

こちらについては、緊急時などにおいて、責任者不在による対応の遅れを防止するための措置として追加されたものでございます。

次に、5ページをごらんください。同じその施設貸出業務の項目です。(イ)のスポーツ施設の使用申請受付等という項目でございます。こちらは体育館・トレーニング室の受付について記載しているもので、移転後の蘇我コミュニティセンターでは現在蘇我

勤労市民プラザで運用されている体育館とトレーニング室を引き継ぐため、新たに追加をしたものがございます。

なお、前回見学していただいた体育館にエアロビクス室もあったかと思うんですが、こちらは団体受付のみとなっておりますので、スポーツ施設ではなくて、講習室などと同じ諸室ということで整理しております。

次に、8ページをごらんください。(2)の市からの事業実施受託業務でございます。そちらの変わった点といいますと、ウの絵本の読み聞かせ、おはなし会等の実施という項目が追加されているものがございます。現指定管理者においては、協力依頼事項ということになっておりましたけれども、今後は市からの受託事業として整理したいということで、追加になっております。

(3)のその他の業務となりますけれども、11ページをごらんください。こちらの変ったところといいますと、オの蘇我駅前連絡所と労働相談室との調整という項目と、カのコミュニティ広場の貸出、キの創作準備室内の陶芸窯の運用、この3項目については、市民局のひな形に蘇我コミュニティセンターの特性を加味して加筆、追加した項目になるものがございます。

オのうちの蘇我駅前連絡所とカのコミュニティ広場は、現在の蘇我コミュニティセンターにおいて行っている業務を引き継いでいるものがございますが、オのうち、労働相談室とキの創作準備室については、今の勤労市民プラザとの統合によって、追加される業務ということになります。

なお、労働相談室とは、本市の経済農政局の所管事業で、厚生年金や雇用保険、労働条件、賃金不払いなどさまざまな労働に関することに対しまして、労働相談員が無料で相談に応じるための部屋でございます。

次に、12ページ以降になりますけれども、施設維持管理業務は、建物の保守や清掃、備品管理など、施設の維持管理に関する業務について記載している項目でございます。

18ページをお開きください。(8)駐車場、駐輪場管理業務のウのその他でございます。駐車場の混雑に対し、継続的にご意見をいただいておりますが、蘇我コミュニティセンターと蘇我勤労市民プラザとの統合により、駐車台数は70台に増加します。ただし、駐車場自体が2カ所、出入り口が2カ所に分かれてしまうので、車両の出入りが円滑に行われるように、適切に人員を配置することを記載しているものがございます。これは市民局のひな形にはないもので、蘇我コミュニティセンターの特性を加味して追加しているものがございます。

経営管理業務は、施設運営を行うに当たり、計画書や報告書の作成、利用者への意見聴取に関する業務等について記載しております。

資料の4-2の管理運営の基準に関する説明は以上となります。

続きまして、選定基準についてご説明させていただきます。資料の4-5をごらんください。

先ほどの審査方式については、簡単に説明させていただきましたので、ここでは資料4-5の4ページの3の提案内容審査について説明させていただきます。

まず、アの審査項目及び配点でございます。6のその他市長が定める基準は3点となっております。これ以外は、基本的に配点を各5点としておりますが、市が期待する

事項の必要性、重要性等を勘案いたしまして、例外的に10点、もしくは20点とした項目がございます。

それらの項目の加点理由でございますが、4の(3)の施設利用者への支援計画につきましては、総合評価とか年度評価で委員の皆様からも意見をいただきましたけれども、民間事業者のノウハウを生かしたさまざまな施設・団体との連携方策について確認したいというものがございますので、区として重要な項目であると考えまして、独自に区のほうで加点した項目となっております。その項目以外は、市民局がひな形を作成する段階で、加点項目としたものでございます。

加点に伴い、資料の4-3の後ろのほうの42ページに、提案書様式第13号という様式がございますが、記載欄中の指示事項の下段のほうに、「特に地域における様々な施設・団体との協力・連携にかかる方策を記述してください」という文言を中央区のみ追加しているものでございます。また、左下に制限枚数がそれぞれ書いてありますが、市やコミュニティセンター共通で3枚だったものが、いろいろ提案してもらいたいという意向から4枚に、変更してございます。

次に資料4-5の6ページの上です。ウの各項目の審査・採点方法でございますけれども、まず(ア)の原則でございますが、こちらに記載されておりますとおり、一部の審査項目を除きまして、5段階評価にて採点を行っていただきます。

管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれる場合、C評価といたしまして、配点に0.6を乗じた得点とするということになっております。

市民サービスの向上又は管理経費の縮減に一定程度の効果が見込まれる場合、C評価よりもいい評価ということで、B評価とし、これは配点に0.8を乗じた得点ということになります。

大きな効果が見込まれる場合には、A評価としまして、配点に1.0を乗じた得点をつけるということとなります。

水準どおりというのがCですが、管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがあると判断される場合には、D評価といたしまして、配点に0.2を乗じた得点、明らかに満たない提案がなされている場合には、E評価ということで0点ということになります。

あと、過半数の委員がD評価をした場合、又は1人以上の委員がE評価とした場合は、委員の皆様において協議をしていただきまして、当該応募者を失格とすることが相当であるか否かを判断していただくということになります。また、全ての委員さんがE評価をした場合は、当該応募者は直ちに失格ということになります。

次に、同じページの下のほうです。(イ)の上記原則によらない審査項目でございますが、ただいまご説明した5段階評価によらない方法により、採点を行うこととなります。そのうち、配点割合が大きい、5の(2)の管理経費(指定管理料)について説明をさせていただきます。

12ページをごらんください。この項目では、aの基礎点とbの加算点、その合計が得点となることとなります。まず、aの基礎点でございますけれども、提案額が基準額を超えない場合に配点の60%を加算するというものでございます。先にご説明いたしましたけれども、基準額を超えてしまいますと直ちに失格ということになりますので、

基準額を超えない場合は、60点の基礎点を加算するということになります。

よって、基礎点の満点というのは、20点の60%で12点ということになります。

次に、加算点というところでございますけども、配点の残りの40%に基準額からの削減率を目標削減率で割った値をかけまして、算出したものをいうことになっておりまして、加算点の満点は、20点の40%で残りの8点になります。

なお、基準額からの目標削減率とは、施設の特性等に応じて定めるということになっており、市民局共通ではありますが、コミュニティセンターでは10%となっております。必要以上に削減された提案額、つまり目標削減率を超えて削減をした額の提案がなされた場合でも、この項目では先ほどご説明した基礎点及び加算点で得点を、客観的に出してしまうということになるため、その提案額の妥当性を収入支出見積もりの妥当性という項目で、慎重に審議をしていただくこととなります。

募集関係書類に関する説明は以上となります。

○部会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局職員からご説明がありましたけれども、募集条件や審査基準等について、ご質問も含めて何かご意見ございますでしょうか。

事前にご質問があつて、それに対して回答をいただいていますけれども、どういふふうにしましょうかね。議事録の関係もありますけれども、前回のときにご質問された委員から質問していただいて、回答するというところでよろしいでしょうか。

では、前回同様、すみません、簡単にご質問いただいて、事務局職員に回答をいただくというふうな流れでお願いします。

○委員 それでは、質問した内容について。資料の最初のページ、1ページ目を次第のところをめぐってもらったところで、まず4-1、2、3、4で資料の名前が中央コミュニティセンターになっていて、しかも4-1は指定管理者募集要項の「指定管理者」の言葉もないし、これでは何の紙だかわからないよと書いたやつを無視されちゃったんですけど。

○榎木地域づくり支援室長 申しわけございません。修正させていただきます。

○委員 じゃあそれは直していただいて。

○委員 それから、資料4-1、3ページのところ。ここについては、修正してあるのでもいいと思うんですが、前のときに、リニューアルオープン時期を決めているにもかかわらず4月上旬にリニューアルオープン予定って、もうちょっとははっきりできないのかという話をしました。きょうの資料では1日になっているようですね。

○榎木地域づくり支援室長 蘇我コミュニティセンターのほうから持ってくる備品とか図書室の図書とかもありますので、そういうものを加味しまして、ちょっと余裕を持たせたいなというのがありました。ご指摘も踏まえまして、4月1日以降にということ、「以降」ということを追加させていただきました。ただ以降がお約束できない場合もございますので、リニューアルオープンは次期指定管理者と協議の上、決定するというようなことで、ただし書きみたいなものを記載しておりますので、ご了承いただければと思います。

○委員 2番目は、別添資料7の駐車場なんだけど。今回入る部分の本館の前のところを見ていただくと、これはかなり余裕を持っているんで、ここのところを改造すれば、

10台ぐらいさらに駐車できるのではないか、というのを書きました。

○榎木地域づくり支援室長　こちらについては、おっしゃるとおりですけども、改修の経費を今年度計上しておりません。台数が70台に倍増するので、稼働状況を見させていただき、適切な駐車位置とか駐車場所というのを検討させていただいてから、また改めて予算とかにも計上して、考えていきたいということでこのような回答となっております。

○委員　これは専ら市が考えることですね。指定管理者が考えることではないですね。

○榎木地域づくり支援室長　そうです、はい。

○委員　それから、次は6ページのところです。前から言っている話ですが、稼働率が上がっているにもかかわらず、料金収入が下がるというのがいつも出ていて、非常に疑問に感じていたところなんですけれども。もう少し変更できないのかという話と、もう一つは、それがダメだったら小さいところも大きいところも全部平均して出す利用率と、それから利用料金の収入というのを一緒に入れた形で評価すべきなんじゃないのかと。

ここの6ページの上の四角の中の成果指標というのがありますけども、施設の稼働率という形で書かれると、これは小さいところも大きいところもみんな平均した形で配慮しちゃうわけですね。それで前から起こっているように、そういう小さいところだけ稼働率が高かったら、施設の稼働率は非常に高く上がったよという形になるので、そこはせめて、ダメなら二つ併記してやったらどうですかということをお願いしたいのです。

○榎木地域づくり支援室長　こちらも前回の年度評価、総合評価のとりまとめにおいても、ご意見をいただきましたが、市とコミュニティセンターのひな形では、やはりこの二つの成果指標でありました。ですので、中央区のこの蘇我コミュニティセンターだけでも利用料金収入という項目をふやすことができないのかということで、市民局のほうに申し出をしましたが、市全体の問題にもなるので、追加はできないということで、市民局からも言われております。

回答は、市全体を管理しております総務局からの回答でございますが、読ませていただきます。公正な評価に当たっては、一つの提案内容について、一項目分の評価結果に反映させる必要がある。指定管理料の金額は、指定管理料の項目で評価するものとしているため、重複評価とならないよう成果指標の数値目標達成の考え方では、指定管理料以外の数値目標について評価するものとしているということでございます。

利用料金収入については、指定管理料の算定の基礎となるということで、括弧書きなんですけれども、利用料金収入が上がるということは、それだけ指定管理料が下がり、指定管理料の得点その分だけ高くなるということになりますので、利用料金収入を評価することは、指定管理料の項目との重複評価ということになるということです。

4-1の19ページの審査基準のうち、今言っている指定管理料の部分になりますと、5の(2)ですね。5の(2)の管理経費、括弧して指定管理料というところで、一つ採点項目、評価項目になっていると。プラスその上になりますけれども、問題になっているのが4のほうの(7)に成果指標の数値目標達成の考え方ということが出てきてしまいますので、利用料金収入の関係を項目に入れてしまいますと、ここでダブル評価になってしまい、これは避けたいということで成果指標については、この稼働の関係ということになるという回答でございます。

○委員 今、回答はそんな回答なんでしょうけども、ちょっと考え方として、やっぱり成果指標としてもものを見る時に、やっぱり小さいところも大きいところも、みんな同じでというものの考え自身がやっぱりおかしいんじゃないのかと。

特に、全体評価したときにも、稼働率が上がっているのでもいいですよという評価を区のほうでもされているから、それは考え方をしっかりとやらなきゃいけないと思うので。ここにある回答はわかりましたけど、それはちょっと納得できない話なので、これからもう少し詰めたと思います。

○檜木地域づくり支援室長 そうですね。選定の段階では共通評価になってしまうということなので、こちらの管理経費のほうで評価をするということになります。やはり年度評価のところ、稼働率が達成されていればオーケーというような評価になっておりますので、もうちょっと年度評価の評価方法を考えていきたいなと思っておりますので、これからまた検討させていただければと思います。

○委員 募集・選定の際には、特に工夫を凝らしていただきたいと思います。

○委員 次は16ページのところです。自主事業による収入の中で、指定管理者が自ら興業の企画・誘致とあり、その次、「飲食物販事業等の自主事業を積極的に行うことにより」とある。こういう施設で、飲食物販の事業をやるんですかねということで、ちょっと違和感を感じたので書いたんですけど、全然構いませんよという、回答になってますよね。

言いたいことは、自主事業でいろいろやって、本来自主事業というのは利用者に来てもらうのがそもそもの目的なのに、自主事業で上げる収入が物販部とかそういう飲食、こういうところで収入が上がったといたら、自主事業の収入が上がったという評価をするんですかねというところを含めての話なんです。

○檜木地域づくり支援室長 自主事業についてですが、4-2の25ページをお開きください。自主事業を行う場合は、以下の内容に留意してくださいということで、どういう狙いでどういうものをやるのかというのがこちらのほうに記載されております。

この内容を踏まえて、自主事業をやっていただきたいと考えております。具体的にイメージできるものと言えば、物販とか飲食であれば、障害者の団体の方と指定管理者とで共同してお弁当をロビーで売っていただいて、それで収入にさせていただくような内容に該当するようなものであれば、自主事業、物販とかそういう飲食とかもオーケーですよということですね。

○委員 ここの25ページに書かれている自主事業のイメージとここの前の16ページの4-1のほうに書かれている、まさに自主事業による収入というこの項目で書かれている飲食・物販というのがかなり乖離しているイメージで、なかなか結びつかないんですよ。

今説明されたように障害者団体等でそういうのを協力してやる必要性を認めて、やるというならまだわかるんですけど、これだけだったらいろんなものを持ってきて、どんどん売って、自主事業でもうけたら、これみんなそういう自主事業の収入として評価対象になるんですかねというところを感じたんですけどね。

○委員 ちょっとよろしいですか。アクアリンクには、レストランがありますよね。あれは自主事業ですよ。

- 榎木地域づくり支援室長 はい。
- 委員 だから、そういうニーズもあるんですよ、実際に。ですから、コミュニティセンターというと違和感があるかもしれませんが。
- 委員 もちろん、コミュニティセンターのこの話で言っています。
- 委員 この規定自体は全体の話ですから、そういうものも含めて自主事業だという。
- 榎木地域づくり支援室長 まずは、この自主事業の趣旨というものを事業者さんのほうに理解をしていただいて、あくまでも提案していただいても市が承認をするという形になりますので、どんどん利益が上がるからといって提案されても、いやこれはちょっとコミュニティセンターの趣旨に合いませんということで、市が承認しないこともあり得ます。これについては事業者と協議しながらやっていきたいと思います。
- 委員 具体的提案の段階で絞りをかけるということですよ。
- 榎木地域づくり支援室長 はい。
- 委員 大きく趣旨とずれたものは出てきませんよね。
- 委員 この25ページの自主事業の趣旨をしっかりとやらしてもらえば。その範囲の中で言うんだったら、まだ理解しますけど。
- 榎木地域づくり支援室長 はい、わかりました。
- 委員 それから、次が17ページのところで、前の4-1なんですけど、17ページでこの還元額というのがもっと利益還元をしてもらってもいいんじゃないのというような意見で、10%は自分のところとっちゃうというのは、何かちょっと多過ぎませんかということを行っているんですけども。
- 榎木地域づくり支援室長 収入が上がったらインセンティブということで、事業者の収入ということにしますが、多くの収入が上がった場合は、きちんと市のほうに還元して欲しいというようなことをございまして、10%が多過ぎないかというのは、ここに書かれているとおり、不動産の売上高、営業利益率の5カ年平均ということで10.8%と。それ以上もしあったら、どんどん還元しなさいよということですね。
- 委員 だけど、不動産業者なんていうのは、どちらかという、大きく収益をあげることができる業態であると言ったら怒られちゃうかもしれないけど、そういう形のところのものを持ってきて、一般製造業の平均を見たって、5%出ればいいほうですよ。それにもかかわらず、こういう公共施設を使ってやる事業の中で、10%も自分のところで上がった利益を取っちゃうっていいんですかという、そういう思いも含めて、これはどうなのかなというふうに思ったわけです。
- 大曾根中央区長 還元率については議論ができないという、整理できないでしょうか。
- 委員 幾つか回答を含めて、おかしなところもありますが継続して検討する必要がある内容の一つだと思います。
- 榎木地域づくり支援室長 はい。
- 委員 それでは、6番目、22ページのところなんですけども、ここで誰に、リスク分担を負わせるのか、という質問に対しての回答で、負担者はどこかというのがいろいろ書かれているんですけども、一つは真ん中辺にあります議会の議決で指定管理者の議案が可決されなかったことに起因するものというのは、これは本来、市の負担じゃないかと思うのだけど、これ指定管理者になっているので、これはどうなのかなというのと。

次の文で、同じく、施設の損傷の部分があるんですけども、利用者が破損した場合に誰の責任というのも、ちょっとこれ、まず施設やなんかがあれば当然ですけど、これ以外については、指定管理者なんですかという、その点の質問です。

- 榎木地域づくり支援室長 議会の議決なんですけども、条件を提示している中で公募していて、これは市全体のルールで行っております。
- 委員 想定しているのは、応募に関するコストということですよ。
- 榎木地域づくり支援室長 はい。
- 委員 ですから、議会の議決で指定管理者の議案が可決されなかったことに起因する交通費とかの費用は払いませんという、そういうことですよ、具体的に想定しているのは。
- 委員 議会の議決のリスクまで指定管理者を応募する人に持たせるのという感じを持つんですよ。応募条件だから、これを飲んでやりなさいという話、まあそれはそれでもしようがない。
- 大曾根区長 過去に1件だけ、議決が否決になったとありますが、ほとんどの議案が提案どおり議決いただいておりますので、念のための規定ということでご理解いただければありがたいです。
- 榎木地域づくり支援室長 次のリスク分担なんですけれども、施設等の損傷というところなんですけど、22ページの表になります。事業者の責めに帰すべき場合は、指定管理者が負担し、上記以外の場合は市という形になっています。ここも総務局からの回答です。

施設等の修繕については、基本的には市が行うべきものでありまして、この考え方のもと、施設利用者等の第三者が施設を損傷した場合など、市・指定管理者双方に帰責のない施設の損傷については、市がそのリスクを負担するものとしています。費用負担の割合なのですが、基本協定に定めるとおり、1件20万円未満なんですけども、その金額の範囲内の修繕であれば、指定管理者が管理業務の範囲で行うこととなりますという回答をもらっております。

ただ、この内容がこちらの出している管理運営の基準の表現とは矛盾しているところがございます、それとの整合がもう一回確認しないとわからないので、これについては改めて回答させていただければと思います。20万円未満であっても、市や利用者の責任に帰すべき事由であれば、もう指定管理者はそれを払わなくてもいいよというような項目がありましたので、それとの整合がとれていないので、これは改めて回答させていただきます。申しわけございませんでした。

- 委員 これは故意による破損とかであれば、ちょっと理解がしやすいのですが。
- 委員 次は4-2のほうの8ページなんですけども、今度、絵本の読み聞かせというのが入ってきたんで、一般的に見ればあるのかなと思うんだけど、その隣に、正式な名前が違うかな、子育て支援センターがあるんですよ。

それで、今のコミュニティセンターをつくる時も、そのすみ分けをどうするんだという話で、どうもはっきりしないまま、なんとなく残してきたいきさつがあるんだけど、今度せつかく移ったんなら、もう少しその辺のところをしっかりと整理しないと両方とも中途半端になっちゃう。何かその辺の意味が余り伝わらなかったのかな。

○榎木地域づくり支援室長 別添資料7でもあったとおり、いきいきセンター、子どもルームとあるところに子育てリラックス館という子ども関係、子育て関係の施設がございます。

確かに委員さんおっしゃるとおり、月に1回絵本の読み聞かせ、お話し会を開催しているということでございましたので、市民局から所管しているこども未来局と調整し、どういうふうにすみ分けをしているのというのを回答して欲しいと伝えたのですが、このような答えしか出てきませんでした。

ただ、市民局としましては、千葉市子ども読書活動推進計画というのを教育委員会が策定しており、この計画にのっとり、コミュニティセンターなどで読み聞かせとか、お話し会を実施していきたいという意向であります。

なので、機会をふやすということは、それでオーケーなんだというようなスタンスで、すみ分けというよりも、そういう機会を提供するというところに一義置いて、受託事業ということでお願いしたいということでございます。

○委員 回答はそうなんだけど、隣の建物にあるリラックス館でも同様の事業をやっていて、新たに蘇我コミュニティセンターでもやりますという、その内容がちょっと理解しがたいなというところがあったんだけど。

○榎木地域づくり支援室長 なので、やっていく中で、指定管理者に負わせるというのも何なんですけども、リラックス館の読み聞かせの内容と、あと、蘇我のコミュニティセンターとの内容を、やっていく中ですみ分けしたいなというふうに思っております。

○委員 それから、9番目と10番目が避難所の話なんですけども、管理運営の基準11ページの内容で、夜間等の突発的な災害等によると記載のあるところで、避難の必要性が発生した場合、避難者を受け入れるとともに、本部長へ報告するってある。これをやり出したら夜中もいないといけないんじゃないのとか。これは本当に指定管理者に負わせるというのが結構大変な話なんじゃないかなというふうに思ったんですけどね。

○榎木地域づくり支援室長 基本的にやっていただくのは、開館時間内を主にしておりまして、突発的なものもあるかと思いますが、市のほうと調整しながら指定管理者も協力してもらいたいというスタンスでございますので、ずっと常駐しなきゃいけないというものではないです。

○委員 このイメージでいけば、少なくともこの施設の割に近くに、それなりの本社等がないと対応できないですよ。それを前提にしてこういう形で入れているんですかね。

○榎木地域づくり支援室長 そうですね。それも提案事項となりますので、これができるようなところであれば、それに対してやっぱり高い点はついてくるということになります。

○委員 それで、一応この項目、これだけ明確に書きちゃうわけですね。

○委員 災害が起きたときには、例えば夜間に来たときは、やはり管理職の方たちはすぐそこに駆けつけるというシステムになるわけですか。

○榎木地域づくり支援室長 それは、どのようなマニュアルを指定管理者がつくるかによりますけども、やはり避難所運営委員会が発足されるのは、かなりレベルが高くなってからになります。何かあった場合は市のほうもいろいろと指定管理者と調整しながら行うということになりますので、指定管理者が率先して何かをやらなければいけないと

いうことではないです。

- 委員 この前の東日本大震災くらいのを想定していますよね。
- 檜木地域づくり支援室長 はい。
- 委員 実際にコミュニティセンターへ避難してきた人がいらっしやいますので、全く対応しないというのも難しいですから。
- 檜木地域づくり支援室長 東日本大震災のような事態になりますと、市のほうも動きますし、連絡網や緊急体制は整備していますので。
- 委員 そうですね。学校なんかもそうですね。
- 委員 だから、そういう形で避難所運営委員会もできているから、そのメンバーの人たちが来て開けて、実際に対応というのはできるんだけど、ここで言いたいのは指定管理者のほうもやらなきゃいけませんよというふうにこの文章は読み取れるので、そうであると結構大変だなと。家が近くのコミュニティセンター長とか、副長とかという人たちがそばに誰か住んでいてくれればできるけど、そうじゃないとえらい大変な話を言うなど。
- 檜木地域づくり支援室長 詳細は今後次期指定管理者と調整させていただきます。
- 委員 それから、管理運営の基準11ページの下のほうなんだけど、今の創作準備室内、実際に陶芸をやったときに何日間かずっと温度を上げてなきゃいけないとかという問題はあるんだろうけど、うまく調整しないと、そこを使っている人たちだけしか使えないように感じて、それが過度のサービスにならないかちょっと心配ですけど、どうですか。
- 檜木地域づくり支援室長 蘇我勤労市民プラザの陶芸準備室の場合は、無料の諸室でした。蘇我コミュニティセンターに変更後は、有料の諸室にしましたので、独占的な使用にならないように調整を図るとともに過度のサービスにならないよう、検討してまいります。
- 委員 その次が4-2の別添資料の2なんだけど、減免規定があるけど、これは体育施設にも適用するんですか。
- 檜木地域づくり支援室長 スポーツ施設のほうにも適用となります。
- 委員 次の13番で、資料4-4の基本協定書の文章で、せっかくいわゆる管理料を減額したり、あるいは改善につながるような提案制度を求めたり、そういういわゆる通常の改善提案的なものを促進するようなアイテムとか、そういうのが出てきたときに、高目に評価をするとかというのが全然ないんですけども、それは少し考えたらどうなんでしょうか。
- 檜木地域づくり支援室長 確かにそのような評価がないんですけども、今のところは提案の中で出てきたら、そこは高く評価していただくということになります。これまではそういう評価項目は年度評価においてもなかったんですけども、委員の皆様からの意見を踏まえまして、今後、年度評価・総合評価にそういう項目を追加したいと思っております。
ただ、今回お示しするのが選定に関する関連書類だけですので、また別途ご相談をさせていただければなと思っております。
- 委員 次の15番目の4-5の選定基準のほうの12ページ目なんですけど、さっきも

説明がありましたけども、ずっと提案とか配点なんかを見ていると、管理経費のところ、これ一見すると20点って結構それなりに点数を多くしたのかなというふうに見えるんだけど、実態としては、基準点に行かなかつたら、これはもう失格なんですね、その時点で。失格にならなければ、そこには12点加算しますよ。じゃあ、実際その上で点数の差をつけられるというのは幾らなんですかといたら、8点しかなくなっちゃうわけですね。

そうしたら、本来ぱっと見て20点というのは、余りにも見ばえだけを言って、ある程度そういう形式的な指定管理料そのものを落としたり評価されるように見えるけど、指定管理料を評価の中に入れるとしたら、たかだか8点しかないんですかと。これはちょっとやり方としてもおかしいんじゃないんですかということを行っています。

- 檜木地域づくり支援室長 おっしゃるとおり基準額を超えたら失格になってしまいますので、丸々20点の配点で評価しないのはいかがなものかというようなご意見はもっともなんですけれども、総務局に問い合わせたところ、こちらについては一定の考え方の中で、市が統一してこのような形で選定してもらいたいということでございました。やはり水準を満たしている、その基準額を満たしているということであれば、水準どおりということで、6割の点数をまず与えるということで、その残りのところで差を出すというような回答がこちらになっております。

前回の場合、基準どおりの提案の場合は、配点の20%の得点としておりました。平成26年度に斎場の選定があったんですが、市が定める基準を満たした上で1位となった団体にあっても、得点が満点の33%しかなかったと。議会において採点で33点しかとっていないのに、管理を委ねるといのはいかがなものかと意見を頂戴しまして、水準どおりであれば、合格点として6割を付与することとしたものです。

こちらのほうも一つの基準ということで、これはちょっと変えられないんですが、もし変えられるのであれば、この幅ですね、今、10点と20点ということで管理料の配点として定めているんですけども、4-5の4ページに一覧表がございますが、今、問題にしているのが5のところ。(2)の管理経費の配点が20点で、(1)の収入支出見積もりの妥当性とあわせて今、30点ということで示しておりますが、大体これが全体の総合計の20%くらいになっています。

市のルールとしましては、25%くらいまでは上げることは可能ですよというように示しておりますので、この配点を高くする、大きくするという事は可能でございます。

ただ、収入支出見積もりの妥当性、管理料を低くするという事は、人件費などを低くして安くするという考え方もありますので、そこは妥当性として(1)のほうで見ていただかなきゃいけませんので、上げるのであれば(1)も同じ割合で上げていただくというのがいいのかなと。そのため、案としては、(1)を15点、(2)を30点というような割合で上げると25%以内におさまるといことです。

なので、20点丸々を評価、算入するという事はできないんですけども、その幅を広げるということは可能でございます。

- 委員 やっぱり今の話の中で、ほかの項目って下回ったからといって失格にはならないんですよ。これだけは管理料の規定よりももっと高い金額を出したら、もう失格なんですよ。失格になるものと、その中のほかのものの評点レベルとちょっと違うと思

うんですね。

そういう意味では、その6割が本当に何で必要なのか。それがまず一番ひっかかる。

それで、残りが40%だったら8点になっちゃいますねと。ほかの評価項目に目を向けると、たくさん10点のやつがあるわけですよ。10点に比べて管理指定料のそんなウエートづけなんですかと。それはやっぱりちょっとどう見ても納得しがたい話じゃないですかと。

○委員　　ちょっとすみません、関連質問でよろしいですか。今、問題になっている4-5の12ページの評価の仕方なんですけど、これ結局我々の裁量というのはほぼないわけですよ。

○檜木地域づくり支援室長　　はい。

○委員　　そういう評価項目なんですよ。

○檜木地域づくり支援室長　　はい。

○委員　　そうすると、余り意味が、そもそも意味がないし、先ほど来、委員がご指摘されているように、何で基礎点12点って話ですよ。目的が、むしろ評価のためというより、議会の対応のためというのは、ちょっと何かおかしいような気がします。

○委員　　ちょっと私も。回答の中で、斎場の事例を出しているんですけども、千葉市の指定管理の選定でこういうふうにしたということですよ。ここが難しくしてしまっていると思うんです。委員がご指摘なさっているように、やっぱり施設ごとにどこを評価するかというのが違ってくると思うんです。斎場はコミュニティセンターのようにたくさんの人を呼ぼうとか、よりおもしろいことで楽しんでもらうとかというのは全く性質を異にしているところで、そこで前回の33%しか、最高点でも33%だったというのを、全部の施設に当てはめていることが、もうここを難しくしてしまっているんじゃないかなと思うんです。

なので、こんなことを言っても、今、仕方がないのかもしれませんが、今後ここは少なくともきちんと管理することに重点を置く、つつがなく運営することを重点とするべき施設と、そうではなくて、ソフト事業でどんどん新しいことにチャレンジして、よりよいサービスを地元の市民に提供するというようなものと、同じ施設でも向かっていく方向が違うのであれば、ここも少し考え直したほうがいいんじゃないかなというふうに感じました。

○檜木地域づくり支援室長　　それは施設の特性に応じて、どこにウエートを置くかというようなことでしょうか。

○委員　　斎場はソフト事業で勝負する施設とは思えないので、それとコミュニティセンターとを同じ物差しにしてしまったら、ちょっと問題が難しくなるのではないかなと。

○大曾根区長　　ここ斎場と書いてありますが、基本的に指定管理の評点っていつも低かったんです、47点とか。要は60点いかないのが当たり前で、たまたま斎場が特に低かったものですから、そこで3割しかとっていないのに何でここ出すの、それはおかしいでしょうって議会からさまざまなご意見を頂戴したところです。

それだけの施設でも、今までの千葉市の指定管理の得点の仕方ができて当たり前なのは40点くらいのベースだったものですから、そのちょっとしたところで勝負

していたものですから、その辺はちょっと違うんじゃないかというご指摘を受けて、最低点というか、管理できるんだったら最低点あげようねという考え方で得点の配分をしているということです。

あと、施設の管理経費にウエートを置くのであれば、もうちょっと得点の配分を高くもできるし、そうじゃなくて、コミュニティセンターってもっと利用してもらおうねということなので、この経費よりも、どちらかという管理運営のほうというか、どう事業をやっていくんだというのをちょっと重視した得点にこれはなっているということだと思いますよ。

- 事務局職員　そうですね。確か斎場採択時の満点は300点くらいで、配点が違うんですね。ただ、ここで斎場という事例が出ていたのは、今、区長のほうからもありましたけど、要するに合格点というか、トップの点が低かったというところは、同じように抑えるような配点なり、採点基準を設けると同じようになってしまうので、そこを避けるためにやっているということ。

あと、ここの採点基準に関しては、斎場とは違うものになっています。要するに、斎場に関しては、委員がおっしゃっていただいたように、もっと管理にウエートを置いたものになっているはずだと思います。

- 委員　そうすると、やっぱり点数の差は8点しかないということなんですね。さっき委員がおっしゃっていましたが。

- 大曾根区長　その辺をどうするかというのは議論の余地があると思います。もうちょっとコスト面を見ようねということであれば、幅を上げるということも可能です。

- 委員　前回の指定のときに、今、現指定管理者のコストが非常に高かったことが問題だったんですが、この部分の評価点が低かったので、結果的に配点の関係からほかの項目が高かった現管理者に今、選定された経緯があるわけです。

そこで前回も委員さんに問題をご指摘いただいて、私もその点については同感だったんですけれども。財政の再建というのが特に市の大きなポリシーですから、やっぱりここをきちんと見かけだけじゃなくて、きちんと意味のある配点をすべきではないのかなというふうに思うんです。それは、結局基礎点で12点当然につくとなると、ある意味、まやかしてみたいところがあって、その辺は市は問題視されないんですか。

あと、もう1点、結局、見積もりの妥当性で評価すればいいんじゃないかということだったんですけれども、これどうなんでしょう。見積もりが高いと妥当性が低くなるんですかね。現管理者に関してはそうだったんですね。本社経費みたいなね、何百万、1,000万円近く計上しているわけですよ。その不透明な部分があったりして、どうなんだろうという話でしたけど。

だから、その問題意識をもとに次回評価するとなったら、そこの部分、下げるといような結果になると思うんですけれども。そこら辺の妥当性で、よくわからないコストがのっかっているからどうすれば、悪いということで低い評価ができるものなんだろうかね。

- 檜木地域づくり支援室長　まず、1点目のほうなんですけども、今回、基準額を設けているというのが、本当に妥当性というところなんですね。私ども今回初めてで、しかも蘇我コミュニティセンターが蘇我勤労市民プラザに移るということで、両方の額

をいろいろ計算しながら積み上げていったものがその3億何千万というものでございます。

なので、本当に人件費とか、委託費とかそういうものも実績ベースで、あとは必要なものを積み重ねていったというものになりますので、本当に結構ぎりぎりな線になっているんですね。

その中で見積もりが本当にかくんと低くなってしまいますと、何が原因なのかというのを資料を見ていただきまして、例えば光熱水費低くてできるのかとかを質問で出していればと思いますし、委員の皆様が質問ができるように私どもが数字を積み上げの資料がございますので、それを見ていただきながら、評価していただければいいのかなと思っております。

○委員 いやいや、そういう額は現実には出てこないじゃないですか。だから、基準額上限ぎりぎりのところを持つてくると思うんですね。逆に言えば、上限ぎりぎりまで本社経費みたいのをのせてくると思うんですよ。それを正當に評価できるのか。

○檜木地域づくり支援室長 本社経費につきましては、今回はその経費の内訳を出してくださいというような様式になっております。なので、それを確認いただいて、どういうことなんですかということをお聞きをさせていただくということになります。それが高ければ高いほど、ほかの経費はどうなんだということになってしまいますので、今言ったとおり、支出は実績ベースで積算していますから、それがどんと上乘せされますと、それなりの収入をふやすとかにならないと、とんとんにはなりませんので、そういうところでちょっと評価をしていただければと。

○委員 妥当性で評価できるということでしょうかね。

○委員 だけど、今、この評点の点数と項目をもう一回ちょっと見てもらうと、市民サービスの充実のほうに点数が圧倒的に多くなるんですよ、そのままを見ていたらですね。そうすると、指定管理料をさげるなんていうのは、今回、しかも金額が出たでしょう。同じまさに出した上限額が出てきても、黙っていても12点とれて、もうかなり低く、努力して出したところもさらに8点プラスされるだけで、ほかのところのサービスをみんな10点のところもいっぱいあって、ここのところちょっと頑張ったほうが、もう金額的には高くてもそこにいきますという結果が見えてるんですよ、これで見ると。

○委員 あるいは、先ほど基準額というふうにおっしゃって、私、基準額がすごくポイントだと思っているんです。実績から算出されたとおっしゃったんですけど、その実績も今の管理運営者の実績ということですよ。もっとわかりにくくなってしまうのは、勤労市民プラザと合算じゃないですか。合算で、なおかつ二つあった施設、それぞれ何億円、何億円とかかったものを1個にまとめるという作業をなさったと思うんです。そうすると、それが果たしてどこまでおっしゃっているぎりぎりになっているのかどうかというのを、こちらもわからない、わかりにくいと思うんですね。

それで、しかも今、問題となっている運営会社さんの数字が実績として使われるということですよ。

○事務局職員 蘇我コミュニティセンターは蘇我勤労市民プラザに移転することになるので、室長の檜木のほうからお話しした支出の実績に関しては、現在の蘇我勤労市民プラザの施設管理の支出の実績になります。なので、これまで何度も出ている、くだん

の管理会社さんのほうではなく、蘇我勤労市民プラザを今やっているところになります。

収入に関しては、蘇我勤労市民プラザの実績の稼働率も見ています。また蘇我コミュニティセンターの稼働率も見た中で、おっしゃっていたとおり、それが二つ合わさるとどうなるのかということに関しては、当然、今より高くなるのは間違いないんですけども、一つ違うのは、勤労市民プラザよりも部屋の単価はぐっと落ちることになります。蘇我コミュニティセンターのほうがお部屋は当然安く借りることができますので。

収入の計算の仕方としては、ある程度想定した稼働率を見た上で、その部屋ごとに今の蘇我勤労市民プラザの値段ではなくて、蘇我コミュニティセンターの単価で掛け合わせて見えています。その支出に関しては、今の蘇我勤労市民プラザの実績を参考に差し引く形でつくっています。

収入の算定に関しては不安定な部分が正直あります。支出に関しては、現行の指定管理者が持っているものをそのままある程度伸ばしているという点では近いものがあるのかなというところですね。

○委員　じゃあ、今度、資料としては、市のほうで算定された費目ごとの見積と全体の見積を合計したのが基準額ですよ。それと、今回新しく応募される方の提案を見比べることができるようになるんですか。

○事務局職員　計算方法ですが、市民局のやり方として、全コミュニティセンター共通で収入・支出を人件費ですとか管理費といったもの、いわゆるこれまでのコミュニティセンターの実績等に係数を掛け合わせて5年間分の計算をしております。

なので、ここの5年間の間に関して、特に細かな支出までは正直見込んでいませんので、実際ごらんになっていただくとすれば、直近の勤労市民プラザの決算があるという形にしかならないです。

○委員　もう一つ、実際これを評価するときのことを想定すると、ものすごく難しい話で、さっき檜木さん言われたようなことで行こうと思っても、前回も一般管理費を大きく算定しているのがわかっていただけですよ、評価したときに。というのは、その項目を評価して、じゃあ、何でマイナスできますかということ、もうある程度、しかも今回も同じような話が出てきたとしたら、やっぱり幾ら減らしたって12点プラスですねと、同じ金額だったら。そういう内容を見てちょっと自分のところで利益取り過ぎじゃないと思ったって、やっぱり12点をつけざるを得ないわけですよ、この点数があったら。その分、頑張って減らしたなと思っても20点で、たかだか8点の差しかないということ、やっぱりこれは評点のやり方としてまずいんじゃないですかと。

おまけに、評価点の合計が今まで165点になるのかな、これよく見てもらったらわかるんだけど。現指定管理者は企画しているいろいろやるのは非常にしっかりやっているんですよ。

そうすると、ああいうところが出てきたら、ぎりぎりの点数、今の指定管理料の上限に出てきても、絶対あっちがとっちゃいますよ、これだったら。それはいいんですかという話なんですよ。金額的に減らすことを余り考えないで。

まさに今回の物の考え方なんだけど、市民サービスをある程度重要視して、指定管理料を下げないでも、下げるところを選ぶということよりも、市民サービスに重点置きますよという物の考え方でいこうというのなら、それはそれでいいと思うんだけど、

今どっちかという、市民サービスについては、基本的には今のレベルで、むしろ指定管理料を下げたいんじゃないですかと。そういう物の考え方だったら、この配点だったら絶対そんなふうにならないですよ。

○檜木地域づくり支援室長　どちらかという、指定管理料というよりは、市民サービスの向上のほうに力点を置いた評価項目になっており、市としてはこういうスタンスで行くんだという形になっております。

○委員　ある程度申請が来て、競合する可能性はあるんですか。

○事務局職員　あると思います。まず、当たり前のことですが、施設が合併するに当たりまして、少なくとも2社はあると思われまして。それ以外にもこれまで情報開示請求ですとか情報提供の中で何社か、いわゆる今の蘇我コミュニティセンターの提案書をいただきたいということで引き合いはあるので、そういった点では何社か申請に来るだろうと思います。

○委員　サービスの水準としてはとても高いですよ、聞いた限りではね。だから、同じレベルだったら、ほかの項目が高くなるから、指定管理料だけマイナスになっても、余り全体的なマイナスにならないかもしれない。じゃあ、この項目のバランスを少し変えること、さっきふやすと言っていましたけど、全体的にバランスを変えることもできるんですか。

○檜木地域づくり支援室長　この5の項目については、全体の25%以下であれば大丈夫です。それを超してしまうのはだめというルールになっています。

○委員　それでも、基礎点はつくわけですね。

○檜木地域づくり支援室長　基礎点のルールは変わっていないということですね。

○委員　要するに基準に合致すれば点数をつける。

○事務局職員　そうですね、30点であれば18点ということになります。要するに選択の幅としては12点の幅にはなりますが。

○委員　それと、一つお聞きしたいんですけど、蘇我勤労市民プラザの使用料って高かったですよね。コミュニティセンターと全然別格なんですけど、コミュニティに変わった時点で千葉市のコミュニティセンターの費用と同じになるんですか。

○事務局職員　同じです。

○委員　同じになるんですか。

○事務局職員　だから、正直ぐっと落ちます。

○委員　そうですね。6,000円の会議室が1,000円くらいで借りられる、800円くらいで借りられるようになるということですね。

○委員　ますますお金がかかる方向ばかりへ行っちゃうんですね。

○委員　無料で使っていたコミュニティセンターが有料になって、すごく抵抗があったんですけど、この4年の間にやっぱりそれが当たり前のようになっていますから、ああ、少し高くなるのかなという感覚があったんですけど。

○大曾根区長　施設のグレードは上がったんですけど、やっぱりコミュニティという整理をさせてもらっていますので、金額はほかのコミュニティセンターと同じです。

○委員　同じになるんですか、そうですか。いいですね。それに関しては。

○委員　下がった感じですからね。

○榎木地域づくり支援室長 条例の改正案をご覧いただきたいのですが、1枚めくっていただいて、3ページが新蘇我コミュニティセンターの利用料金ということになります。今の蘇我勤労市民プラザの料金よりはぐっと下がるかと。

○委員 そうですね。全く問題にならないくらいですね。

○部会長 委員さんのご質問としては以上でよろしいですね。

○委員 最後に、簡単に残っているものを。

○部会長 どうぞ。

○委員 16番目はちょっとつけ足し的な話かもしれないんだけど、この資料を読むのに4時間半くらい使わないと読めなかったんだけど。資料をつくるほうも大変だと思うんだけど、これ何でこんなにすごい複雑な資料になっちゃうのというところの疑問があって。たとえば、コミュニティビジネス的なようなことをもっと市として推奨して広げようと思うとか、何か目的があれば、ある程度しっかりつくっておかないと、素人が入ってきてこうやったら大変だろうから、そのためにこういうふうにするんだよというのならまだわかるんだけど、そうじゃなかったら、これつくる市の職員だって、もう何時間かけたのか知らないけど大変だと思うんですね。読むほうが大変なんだから、つくるほうはもっと大変だと思うんだけど。それをもうちょっと簡素化できないのというところをちょっとつけ足しに。

○事務局職員 我々としてもできればそうしたいというのはあるんですけども。

○委員 意見として。

○榎木地域づくり支援室長 あれだけの施設を管理するということになりますので、市が指定管理者に業務を委託するための仕様書を例に挙げても、相当な量になってしまいます。

それに加えて、いろんなことを提案していただく必要がありますので、提案のルールをやはりそれなりに決めなければいけないということで、本当に皆様には短い期間でご検討していただいて、本当に恐縮なんですけども、これだけの資料が必要になってしまうということになっております。

○部会長 よろしいでしょうか。ほかにご質問ありますでしょうか。

○委員 二ついいでしょうか。委員のご質問にあったところに関連してくるんですけども、先ほど絵本の読み聞かせのところ、すみ分けというようなご質問をされて。何回かこの委員会であそこの施設とコミュニティセンターをどうするのという話が出たかと思うんですけども、管理区域を見るといきいきセンターと子どもルームというのがありますが、高齢者向けの施設と子どもルームっていう学童のことでしょうか。

○事務局職員 そうです。

○委員 学童のこと。それに、さらに子どもと子連れの親御さんとの何かサービス提供をしているのでしょうか。

○榎木地域づくり支援室長 今のリラックス館がここにも入っているんですけども、そこでもお子さん、子育て世帯を対象にいろいろ施策をやっております。

○委員 すみ分けというより、両方で同じようなサービスをしていくというふうにおっしゃって。私もそう思うんですけども、それでも競い合うような、同じサービスを提供されていれば、両方使われるのが理想的かもしれませんが、淘汰されてもいいと思うん

です。なので、ここはもう例えばいきいきセンターと学童だけにして、子育てサービスは全部コミュニティセンターに引き上げてやるという考えもありだと思いますし、そのほうが有効に、子連れのご両親もあっち行ったり、こっち行ったりするよりは、子ども連れで行くのはこっちという。ここは学童とお年寄りみたいなふうでも、最終的に淘汰されていけばいいのかなと思うので。余りすみ分けとか、どうするのかというのを、ハード整備が絡まなければ考えなくてもいいのかなと思いました。

一つ、提案というか、質問なんですけども、避難所の点でのご質問がやっぱり委員からあって、私も委員と同じ考えで、「主体となって開設し」みたいなのが最初の資料にあったんです、避難所のときに。主体となってなんて、なんて重たい責任なんだと思って、私が民間企業として参入しようと思ったら、絶対ここ質問するなと思ったんですけど、少し今日の資料ではやわらかい表現になっていたんで、そこまで言及されないのかと思うんですが。

先ほどご説明の中で、緊急時の対応も提案の中に入るというふうにおっしゃったと思うんです。私も東日本大震災でとか、すごく大きな災害が今後発生率が高まるという状態にあるので、提案というのではなくて、市はこの施設をこういうふうに使いますというふうな、具体的なその時点での対応を書いたほうが私はいいと思います。

というのは、応募してくるところがいろいろ提案したとしても、最終的に陣頭指揮をとらなくちゃいけないのは市であって、市民の安全を守るのは市の最大の責任だと思うんですね。指定管理者が云々という問題では全くないと思うので、その施設を災害時にはこういうふうにするので、こういうふうに使ってほしいというふうなことは、安全面とか、災害対応については、きちんと条件で書いたほうが業者側もはっきり自分がどういうふうに関わらなくてはならないのか。

例えば、先ほど委員がご心配なさっていたように、夜中でも来なくちゃいけないのなら、近くに人を置かないといけないとか、置く人もあれば置かない人ある。それは提案ですというのでは違うんじゃないかなというふうに私は思うので。そこは少し記述が、要求水準の記述があったほうがいいかなというふうに思います。

○部会長　ご意見として。

○委員　はい。

○檜木地域づくり支援室長　ありがとうございます。災害時の対応というところなんですけども、市としては、夜間等もこのように協力するというようなスタンスで指定管理者には求めているということでもあります。

ただ、開館しているときは率先してやっていただきたいんですけども、閉館した後は、市も協力しながら、できるほうが対応するという形になると思いますので、今後次期指定管理者と詳細を詰めていかなきゃいけないなと思っております。

○委員　多少実情に合った細目の変更というのは、検討の余地はあるんですかね。

○委員　考え過ぎかもしれませんが、市が例えば、9時に何か起きたとして、1時間くらいで来てくれるだろうとぼんやり思ったのが、例えば3時間たたないとその人が来なかったとかという、何も進まないとかっていう状況が発生するかもしれませんよね。市は多分、レベル幾つになったら何人、誰々が何人そこに行くというのが全部決まっているはずなんです。でも、指定管理者はそこまでないんだったら、ないというふうに書

いたほうがいいと思いますし、範囲内というのがすごくぼんやりしているのかなという。

○榎木地域づくり支援室長　こちらも突発的に状況に応じて対応しなければならないところがありますので、一つ一つ明確に行うというのはかなり難しいことかなと思っております。

市の担当も含め、責任者との緊急連絡網というのがありますので、何かが起こったら市と指定管理者とで連絡をしながら調整をさせていただきたいと思います。

○委員　最終的な責任は市にあるということですね。指定管理者が先に行けるというから、じゃあ、指定管理者お願いしますって言って、市の職員は行かずにほかに行くとかではないですね。

○大曾根区長　じゃないです。避難所は基本的には開設しませんので、情報は全部区、あるいは市のほうに行きますので、適切に対応いたします。

○委員　補助的な立ち位置ということでもいいですか。

○大曾根区長　受け入れできますかという問い合わせして、受け入れできますという回答を得てから、じゃあ、お願いしますということになります。とにかく駅前なんで、結構、多くの方が蘇我コミュニティセンターのような公共施設に来てしまいます。

○委員　しかも、駅前ですし、あそこすごく収容力があるんだと思ったんですね、1階のロビーとかも含めて。

○大曾根区長　21時に閉めた後って、なかなか入れないんですけど、20時くらいに何かあって電車がとまって帰れません。大雪で帰れませんって、みんな来ちゃいますから、そのときに、こういう規定がないと、避難される方を指定管理者の方では受けられませんになっちゃいますので、入れさせていただいています。

○委員　私は逆の心配で、規定がないから私たちやれませんということはないと思うんです、多分。こういう施設をやりたいて手を上げる以上。どこのコミュニティセンターでも積極的になさっていたところが多かったと思うので、その心配はないですけど、逆に指定管理者の負担が重過ぎて、市の分の責任まで負わされるといふか、そういうふうに住民は見てしまうかもしれない。ここ何で開いていない、こういうふうにしてくれないの。でも、市の人がいないからというのは理由にならないじゃないですか。逆に重過ぎちゃうとよくないし。

しかも、重過ぎちゃって自分で判断できなくなった場合にどうしたらいいかわからなくなったときも、じゃあ、市のほうできちんと指示が出るような体制になっていけばいいかなと思います。

○委員　よろしいですかね。

ちょっと私から1点質問させていただきたいんですけども、恐らくここも指定管理者の選定評価に当たって、やはり審査をしていく立場ですから、その審査項目とかについて、きちんと理解しておくことが必要だと思うんですけど。資料4-2の6ページなんですけれども。一番上で(6)の審査採点(A)ということで原則が書いてありますけれども、この表わかるようでちょっとわかりにくいのが、それぞれAからEまで評価が基本になっていますけど、管理運営の基準等で設定した水準というのは、これ一体何を指しているんですかね。

例えば、先ほどの経費の削減であれば、基準値ですね。金額というものが明確にある

からいいんですけれども、それ以外の評価項目って水準って何ということ。それと、どうやって比較するのかというのが、比較の方法がよくわからないんですね。基準がわからないと、その比較の方法がわからない。ちょっと具体的にご説明いただけませんかね。

非常に形式的な項目も多々ありますよね。例えば、同じ4-5の4ページとかで、ここに新規の提案、内容審査ということでありますけど、その中の一番形式的なもので言えば、3番目の(1)の関係法令の遵守という項目がありますよね。これ基準なんだって言ったら法令遵守というのは当たり前じゃないですか。よく遵守するとか、すごくよく遵守するとか、ちょっと遵守しないとかないと思うんですね。それって何を基準に、どうそこからの、差異というのか、偏差というのかちょっとわかりませんが、読んで評価すればいいのか、そこがよくわからないんですね。

- 檜木地域づくり支援室長 本当に関係法令等の遵守ということになりますと、提案する段階では関係法令を遵守しますというような提案になると思うんですね。その中でほかとちょっと比較、比較すると相対評価になってしまいますが。
- 委員 業者間の比較はできるかもしれませんが、でもこれは違いますよね。「管理運営の基準等で設定した水準」と書いてあるわけですから、何かがあるわけですよね。
- 檜木地域づくり支援室長 こういう項目、本当に最低限行わなければいけないというところになりますと、なかなか差が出ないということで、全部がCの水準どおりというようなことになろうかなと思います。
- 委員 いやいや、ごめんなさい。基準で設定した水準というのが書いてあるわけですから、そこがまず明確じゃないと議論できないというんですよ。一体市は何を想定しているのか、この管理運営の基準等で設定した水準的なこととか。漠然とした基準なら誰でも持っていると思うんですよ。プレゼンが何となくいいとかね。
- 檜木地域づくり支援室長 申しわけありません。今回は選定基準を検討していただく会議だったんですけども、明確な答えができませんので、総務局ともう一回協議しまして、皆様にご回答させていただければと思います。
- 委員 多分、それがないと、非常に場当たりの、かつ主観的な評価にしかならないと思います。それは非常に平等という見地、公平という見地からすると大問題ではないのかなと。ある程度、評価の平準化というか、誰がやっても同じような評価にならないとおかしいと思いますので、市のよって立つ水準、基準というものを明確にしたらよいかなと思います。各委員さん、一生懸命考えて結果を出しますので、いいかげんな評価は、特にこの部会ではなさらないとは思いますが、非常に場当たりの評価になってしまうとやっぱり応募する人に対しても説明がつかないという、さらに言えば議会対応ということでも、どうしてこうなったのかって根拠を求められた場合、対応できないですね。
- 委員 関連して。委員が指摘したページのすぐ後ろの8ページのところにも同じような配点、財務状況があって、例えば、Aのところを見ますと2行目、安定的な施設管理を行うに当たって財務支出が全くないというふうになっているんです。この「全くない」とか、次の11ページもA、B、なんですけど、妥当性に疑いが持たれる見積もりは全くない。「全くない」というふうになっちゃうと、これに点つけられないなという。全

くないって誰も言えないんじゃないかなと思うんですね。なので、ここは5段階でもいいと思うんですけど、何か言い回しが違う方向で。

これでは点をつけづらいなど。Aも財務も全くないというのはちょっと抵抗があるなど思いました。違う表現がいいと思います。

○委員 本来であれば、ここには会計士さんもいらっしゃるし、銀行の方もいらっしゃるから、例えば融資の審査の段階でもあると思いますのでね。

○委員 そうですね、全くないというのはないですね。可能性が低いとか、そういう表現が合うと思います。

○委員 むしろ委員の意見を聞いていただいたほうがいい基準になると思います。

○委員 どうでしょう。

○委員 そうですよ。普通はないですよ、この表現はね。

○委員 こういうふうにつけたら、満点つけるところがなくなるじゃないですか。

○委員 どうしても平均化しちゃうという、真ん中に下がらざるを得ないんでね。

○委員 こういう問題というのは、先ほど委員ご指摘されたように、応募する人がいろいろ点数稼ぎみたいなことを考えてきますよね。これで満点つくわけじゃないですから、ここはCもらえればいいやとか、財政のところは別にそんなにウエート高くないから低い評価でもいいや。

○委員 当然そういうふうにと考えるとします。

○委員 だから、そういうところで作為的に応募する人がいいような結果にはならないように気をつけたほうがいいと思うんですけども。

○檜木地域づくり支援室長 調整させていただきます。

○委員 そのためには先ほど申し上げたように、基準が明確で、みんながそれに従ってやっていくということが重要でしょうね。

○委員 一つ、要望なんですけれども、資料4-4の107ページにあるように評価のときに、事業者の方が毎年度見積もりを立てられて、最後に決算出されて、その当初の見積もりと決算がどうだったかというのをいつも2枚をぺらぺらしながら見なきゃいけないんです。そうじゃなくて、横並びにさせていただいて、最初幾ら、次幾ら、減った理由は何、ふえた理由は何みたいなのが、こういうふう縦のこういう一覧表みたいになっているとわかりやすいかな。理由もちゃんとはっきりする。そうすると、わかりやすくなるので、そういう書式を検討していただきたい。

○委員 それは評価の段階ですかね、選定じゃなくて。今後の課題ということで、ぜひお願いしたい。

○事務局職員 はい。

○檜木地域づくり支援室長 失礼しました。資料をお送りしておきながら、今回の議題から外れてしまい、申しわけございません。

○委員 だからなくなったんですね。

○檜木地域づくり支援室長 年度評価、総合評価のときにご意見をいただいておりますので、自主事業の部分を提案時のものと予算・決算とで比較でき、変更理由を含めて理由も記載できるような項目、様式に変更ができないか検討したく思います。

○委員 お願いします。

- 委員　　こういうのって指定管理者にやらしてもらえばいいんじゃないですか。市がご苦労されることはないと思いますが。
- 部会長　　質問を主に受けていましたが、ご意見ありますでしょうか。
- 委員　　一つだけ、本当は言いたくなくて、前の質問事項にも載せなかったけど。条例・規則を見ると利用する人の制限が書かれているんで。蘇我コミュニティセンターが蘇我勤労市民プラザに移るとどうなるのですか。
- 榎木地域づくり支援室長　　今回、条例を改正しましたので、資料をご確認ください。管理条例の一部改正の1枚目の下が使用者の新旧対照表になっておりまして、第3条がこの部分に該当します。本市に在住し、在勤し又は在学する者はコミュニティセンターの施設を使用することができるのとあります。この2というのが追加になっておりまして、前項に規定する者のほか、市長が認める者はコミュニティセンターの施設を使用することができるのとあります。記載が不明確なため、私どももこの内容について明確に示してくれと市民局に依頼しているのですが、明確な回答が得られていないのが現状です。
- 委員　　その市長が認める者というのはどうするのというのがあって、それはもう見えないんですね。
- 榎木地域づくり支援室長　　はい。こちらとしても、もっと明言してもらいたいというのがありまして、じゃあ、誰が利用してもいいのかというのは、これではちょっと見えてきませんので、市民局と協議をしていきたいと思います。
- 委員　　今までコミュニティセンターだけは別扱いしていたんですよね。それは、今回の分について横線が引いてあるだけなんだけど、これは同じ言葉が入るんですか。
- 榎木地域づくり支援室長　　横線部分はここからは除かれます。また、全てのコミュニティセンターが同じ扱いになるという形になります。
- 委員　　ということは、括弧つきの部分がなくなって。
- 事務局職員　　はい、2項をつけた形になりました。
- 委員　　そうすると、もう花島の例でいけば、向こうの四街道の人たちとかの他市の方が現実には使っていますよね。それはいいですよってやっているのが、それが同じように他市からの人たちも受け入れるようなことというのを考えているんですかね。それであると非常に問題のところがあってね。
- 事務局職員　　実態として市民局のほうにこの市長が認める者の件の確認はしてはいるんですけど、基本的にはおおよその人は使えますと。あとは使い方の問題ですというのが市民局の回答ではあるんです。
- 委員　　法人は市民税を市に払っていますよね。市外の方は税金を払っていないわけですよね。だから、相当違うタイプの人たちが入ってくるわけですけど、どちらをどういうふうに扱うのかという、そういう問題ですよ。意識されて条例改正されているのかどうか。想定されているのはどういう人なのか。
- 大曾根区長　　オープンするまでにはもうちょっと詳しく整理させていただきたいと思います。
- 委員　　市長が認める者というのは、いつの時点で話ですかね。
- 榎木地域づくり支援室長　　そういうのも含めて聞いているんですけども、繰り返しのようになりますが、市民局から明確な回答がない状態なのでこの場ではお答えできず、申し

訳ございません。

- 委員 実際指定管理者を募集したときに、指定管理者だって疑問に感じてどうするんですかって聞かれませんか。極端なことを言ったら、よその市の人たちでも構いませんよ。少し利用率を上げるんだったらよそからどんどん来てくださいという話になっても困る話なんですよ。
- 大曾根区長 本当はここで、お示ししなきゃいけなかったんですけども、本当に申しわけないですが、決まりましたら早急にご案内させていただければと思います。
- 委員 2段階の料金設定するとか、そういう予定は全くないということですか。
- 事務局職員 条例改正が終わったところですので、今のところはないです。
- 委員 利用料金は同じなんですね。
- 事務局職員 同じです。
- 委員 前回もそうしたんですよ。あいているときなら使ってもいいし、2段階で料金設定したらどうだという話をしたはずなんですけど、意見が反映されていないですね。
- 委員 最近公共施設、特に人口が急増してこれから減るところは、公共施設がだぶついてしまうので、多目的利用とか、広域的利用とかってなるじゃないですか。それで、税金を使って建てたり、運営したりしているということを考えると、もし広域的に使うのであれば、きちんとその周辺市と何らかの契約をして、それで、その相乗りで費用もそれだけ持ってもらってというふうにやらないと、いつも何とか市の人ばかり使って、近所の人には使えないというのも説明つかなくなりますよね、そうすると。
- 委員 花島がそうなんですか。
- 事務局職員 花島はもうもともとそういった状況です。
- 委員 すみません、私のほうから提案みたいな意見を幾つか申し上げたいんですけれども。まず市に対してなんですけれども、以前、委員さんがよくおっしゃっていたことなんですけども、応募書類に関して、計算書類等の提出があります。これ従前は単年度だったのが、今回3年度ということになりましたけれども、じゃあ、税務当局の收受印が押されているなどきちんと税務当局に提出するものを出していただいたほうがよいのかなという気がします。

あと、これぜひお願いしたいんですけど、説明会を実施しますよね。その際に指定管理者の制度趣旨であるとか、目的あるいは審査項目の配点の考え方や市の施策、あるいは当施設の実情、問題点なんかをきちんと周知、徹底していただきたいんですね。こういったものを出していただくというのは、市の実情を踏まえた上でのご提案を応募者から出していただいたほうがよいのではないかなと思います。この配点の基準なんかについても、市としてこう考えているからこういう配点なんだということをやっぱりきちんと説明していただいたほうがいいんですね。

あと、逆に、これも市に対してかもしれませんが、直接には応募者に対して要望したいことなんですけれども、まず、今回まさに場所、施設が変わるということで、次期の特徴である新施設をどのように活用していくのかということ意識的にプレゼンしていただきたいな。

あと、先ほど委員、あるいは委員からもご指摘あったと思いますけれども、隣の施設とのすみ分けについて、制度上は多分、設置基準としてはコミュニティセンターは何か

子育て関係のことをやらなくてはいいとは言えないと思うので、やらざるを得ないと思うんですけど、運用の段階ですみ分けをどういうふう考えているのかということを考えていただいたほうがよいと思うんです。ですから、重複しないようなアイデアを示していただく。あるいは相互にいろいろと、

○委員 切磋琢磨する。

○委員 というようなプレゼンを意識していただいたほうがよいんじゃないですかね。当施設はこういう問題点があるんだぞと。

あと、細かい話ですけど駐車場対策ですかね。慢性的に満車状態が続いている中でどういう運営をしていくのかということをやはり意識的にプレゼンしていただいたほうがいいのかなど。

あと、自主事業についてなんですけれども、ほかの区、部会で問題となったのが、計画段階ではちょっとしか出てこなくて、ふたを開けてみると全然違う内容のものが出てきたりということがあって。さらに問題は、そこで市は計画以上のものをいっぱい出してきたということで、プラスの評価をしていたところがあるんですね。それはちょっとおかしいでしょう。そもそも計画段階がおかしいんであって、自主事業については具体的、かつ現実的なものをご提案いただきたいということを応募者に対してお知らせいただきたいと思います。

○檜木地域づくり支援室長 やはり明確に業者さんに考えてもらいたいということで、指示しなければいけない部分もあると思いますので、様式にその内容を付記して、あとは口頭でできるものは口頭でということよろしいでしょうか。

○委員 むしろ口頭でのほうがよいと思うんですけど、やっぱり具体的に本物件の実情を考えていただきたいと思いますので。そのほうが内容的に迫力のある提案が出てくるし、差異をつけやすいんじゃないですかね。

○檜木地域づくり支援室長 わかりました。

○委員 そういうのがないと、本当、法令遵守しますみたいな、当たりさわりのないものしか出てこないと思うんで。

○委員 点差がつかなくなってしまうですね。

○檜木地域づくり支援室長 ありがとうございます。

配点ですけども、指定管理料の評価の部分は、配当を25%くらいまで上げたほうがよろしいのでしょうか。現在、10点、20点の項目ですが。

○委員 前回もそういう議論が相当ありましたよね。

○委員 少なくとも上げられる部分は上げていただかないと。そこでやっぱりある程度差をつけないと。

○大曾根区長 要は、配点をもう少しとりましょうということですね。

○委員 さっきおっしゃっていた基準額というので、今、多いなと思っているのを除いた金額になるように積算されたいと思うんですよ。例えば、今の金額を100%と見ていて、三つくらい大まかに費用分かれていますよね。人件費、もともと管理費、その他みたいな。これはちょっとここまでかからないだろうというようなところの割合を減らして基準額を設定する必要があるのではないかと。業者の立場から見ればマックスの金額からどれだけ経費がかかって、どれだけもうけが出るかというのを逆算します

から。なので、マックスの金額を少なくするしかないと思います。

- 委員　　そういう意味じゃあ、本社費用を除いちゃえばいいんじゃないですか。基準値からね。要するに実費だけ、直接費だけというか。
- 委員　　まあ、そうですね。全部だとちょっと。とにかく、逆算でやるというところを念頭に置かれたほうがいいと思います。
- 委員　　この3億9千何百万という基準額は示すんですね。
- 榎木地域づくり支援室長　　はい、示します。この額を超えたら失格なので。
- 委員　　それは結論しか示さないんですね。
- 榎木地域づくり支援室長　　はい。
- 委員　　今の話では、その金額よりも幾らくらい下がったら何点だというイメージで想定してやって欲しいというお話だから、やっぱりその幅を広げてもらうというのは、可能であれば広げてもらうということで、ここはいいんじゃないですか。
- 委員　　各委員さん、そこの考え方で一致していると思うんです。
- 事務局職員　　多分、今のままで最高としては5の(1)を5点増して15点、5の(2)を10点増して30点くらいだと思います。そこがぎりぎりの割合にはなります。
- 委員　　制度上、限界というのがあるかと思いますが、お願いします。
- 部会長　　ほかにご意見等ございますか。
- 委員　　最後に。プレゼンに来る方って、そこの所長さんをやる人とかってというのはいつも来ているんですけど。
- 事務局職員　　はい。
- 委員　　必ず来ていただけるんですか。
- 事務局職員　　所長さんと同等の現場管理責任者と、あとは事務の担当の責任者。
- 委員　　もいらっしゃる。
- 事務局職員　　どちらか、両方必ず来てくださいということにしています。
- 委員　　じゃあ、その方プラス今度の方とか、そういった方もついてくる場合もある。
- 事務局職員　　という想定で最大5人ということ。
- 委員　　最大5人ですか。
- 事務局職員　　なので、質問を委員の皆様からいただいて答えられるように、現場の実情がどうだとか、あとは会社としての管理がどうだとかというところで答えられるような人が来てくださいということにしております。
- 部会長　　よろしいでしょうか。

(なし)

- 部会長　　じゃあ、大体ご意見出尽くしたということで、市のほうもよろしいですかね。いろいろお願い事項がございましたけれども、募集条件、審査基準等に関して委員の皆さんからいただいたご意見につきましては、募集要項等に十分反映していただきたいと思います。
- なお、修正した内容につきましては、私と事務局とで調整するというので、ご一任いただければと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 部会長　　ありがとうございます。

以上で、指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項についての審議は終了します。

次に、議題2の今後の予定について、事務局からご説明をお願いします。

○榎木地域づくり支援室長 私のほうからご説明させていただきます。

それでは、資料の5になりますけれども、今後の予定についてをごらんください。

まず、次期指定管理予定候補者選定の流れということでございますけれども、本日も審議いただきました募集条件・審査基準等は、委員の皆様から多数いただいたご意見を反映させるために修正をいたします。

修正後の募集要項等につきましては、7月27日の月曜日より公表を始めまして、指定管理予定候補者の募集を開始する予定になっております。その応募者について、10月5日の月曜日に開催を予定しております、第3回の区役所部会にて委員の皆様へ審査、選定していただくということになっております。

選定していただいた結果については、横山部会長さんより市民局の選定評価委員会の会長にご報告させていただき、その後、会長さんのほうから市長宛に委員会の意見として答申をしていく予定でございます。

その答申をもとに、指定管理予定候補者を決定し、仮協定を締結した後、12月に開催予定の平成27年第4回千葉市議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出いたします。

議案議決をいただきましたら基本協定を締結して、平成28年4月から管理を開始することとなります。

また、部会の会議録及び委員会会長からの答申につきましては、市のホームページで公表することとなります。会議録については、後日委員の皆様にご確認をお願いいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回の部会の会場の詳細につきましては、また事務局のほうから改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご説明につきまして何かご質問等ありますでしょうか。

○委員 私から1点よろしいですか。資料の配付の予定ってどれくらいになりますか。

募集があったものを私どもも目を通すわけですね。

○榎木地域づくり支援室長 9月4日が提出の締め切りで、それから形式的審査の結果の通知を9月の11日に行いますので、その翌週を予定しております。

○委員 すみません、大変だと思うんですけど、なるべく早くお願いしたいんです。

○榎木地域づくり支援室長 形式的要件審査が済み次第、早目にお送りしたいと事務局としては考えております。

○委員 わかりました。結構膨大になるとお思いますので、この部会は皆さん闊達な議論をしていただいて、全体的に皆さんよく資料を読んでいただいていますけど、なかなか読み切れないところがありますので、お願いします。

○部会長 ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○部会長 では、最後に議題3のその他ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。特によろしいですね。

(なし)

○部会長 事務局もよろしいですね。その他に関しましては。

○檜木地域づくり支援室長 はい。

○部会長 では、皆様方のご協力によりまして、本日の議事は全て終了いたしました。ありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

○事務局職員 慎重なご審議いただきましてありがとうございました。

これをおもちまして中央区役所部会の第2回を閉会させていただきたいと思っております。お疲れさまでした。